

国立大学法人大分大学特任教員就業規則

平成20年3月24日制定
平成20年規則第10号

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号。以下「法人規則」という。）第15条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に雇用される特任教員の就業に関し必要な事項を定める。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令及び関係規程の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第1条の2 この規則において特任教員とは、法人規則第4条第2項第10号に規定する特任教員をいう。

(定義)

- 第2条 この規則において特任教員とは、教育・研究及び診療上の業務等に従事することが特に必要であると学長が認め、専ら教育・研究及び診療業務に従事させるために、次の各号の一に該当する経費又は人件費を基に配分された教員数の範囲内で雇用する教育職員をいう。
- (1) 外部資金
 - (2) 病院収入
 - (3) 運営費交付金の積算においてプロジェクト型事業として認められた経費
 - (4) 部局に派遣される特任教員を雇用するために確保した経費
- 2 特任教員の職名は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び病院特任助教とする。
- 3 前項に規定する病院特任助教は、医学部附属病院を主担当として外部資金又は病院収入により雇用される者とする。

(遵守義務)

- 第3条 法人及び特任教員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、業務に当たらなければならない。

第2章 任免

(任用)

- 第4条 特任教員の任用（労働契約を更新する場合を含む。）は、国立大学法人大分大学における教員選考の基本方針（平成16年9月15日制定）に基づき、人事会議の審議に基づく部門長の申出により教育研究評議会の審議を経て、学長が行う。

(労働契約の期間等)

- 第5条 労働契約の期間は、3年（労基法第14条第1項第1号に規定する高度の専門的知識等を有する労働者に該当する職員については、5年）以内の範囲で、個々の職員ごとに定める。
- 2 労働契約の期間は更新することがある。ただし、二以上の労働契約期間を通算した期間（法人との間で締結されたすべての労働契約を含む。）は、5年（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2の規定の適用を受けると学長が認める者にあつては10年）を超えないものとする。
- 3 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条の2第2項に規定する当該大学に在学している期間は、前項に規定する「10年」には含まないものとする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、病院特任助教については、国立大学法人大分大学特任教員の労働契約の期間の特例に関する規程（平成25年規程第16号）のとおりとする。
- 5 学長は、第2項本文の規定により労働契約の期間を更新する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- 6 前項の同意は、書面によって得るものとする。ただし、更新前の適切な時期に行う意向調査等の方法により同意が確認される場合は、この限りでない。
- 7 その他学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(労働契約の期間の末日)

- 第6条 前条第1項及び第2項に規定する労働契約の期間の末日は、特任教員が満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人を定年退職した後に採用された者及び学長が特に必要と認める者については、満68歳に達する日以後における最初の3月31日以前を労働契約の末日とすることができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、法人の運営に支障が生じると学長が認める場合は、満70歳に達する日以後における最初の3月31日以前を労働契約の末日とすることができる。
 - 4 前項の規定に関わらず、満70歳に達する日以後における最初の3月31日を超えて採用する特任教員は、当該採用の日以後における最初の3月31日以前を労働契約の末日とするものとする。

(労働条件の明示)

- 第7条 学長は、特任教員の採用に際しては、採用しようとする者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書を交付しなければならない。
- (1) 給与に関する事項
 - (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
 - (3) 労働契約の期間に関する事項
 - (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
 - (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(退職等)

- 第8条 特任教員は、次の各号の一に該当するときは、退職とする。
- (1) 労働契約の期間が満了した場合
 - (2) 次条の規定により退職の承認を得た場合
 - (3) 死亡したとき又は行方不明若しくは無断欠勤によって暦日により引き続き30日を超えて勤務しないときは、退職したものとみなす。ただし、無断欠勤が病気その他特別でやむを得ない理由によるものであったと法人が認めたときは、退職を取り消すことができる。
- 2 学長は、1年を超えて引き続き在職している者の労働契約期間を更新しない場合は、当該労働契約について更新しない旨を30日前までに予告するものとする。

(自己都合による退職)

- 第9条 特任教員は、労働契約の期間中に自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに学長に退職願を提出しなければならない。
- 2 特任教員は、退職願を提出した場合であっても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(解雇)

- 第10条 特任教員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。
- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないと認められた場合
 - (2) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められる場合
 - (3) 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適性を欠く場合
 - (4) 法人の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情に

より、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合

(解雇制限)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合はこの限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 特任教員が、国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16規程第21号。以下「勤務時間規程」という。）第27条第6号及び第7号の規定により、特別休暇を取得した期間及びその後就労を開始した日以後30日間

(解雇予告)

第12条 第10条の規定により特任教員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をする、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、行政庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

(退職又は解雇後の責務)

第13条 特任教員を退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第14条 特任教員を退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 労働契約の期間
- (2) 業務の種類
- (3) 事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の理由（解雇の場合は、その理由）

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 給与

(本給の支給)

第15条 特任教員の本給月額、別表第1に掲げる職名に応じた本給月額に、第20条第1項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、病院特任助教は、別表第1に掲げる特任助教の本給月額を支給する。

(本給の調整額)

第16条 特任教員には、常勤職員（職員就業規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に準じて本給の調整額を支給する。この場合、常勤職員に支給される本給の調整額に第20条第1項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を支給する。

(諸手当)

第17条 特任教員には、次の各号に掲げる手当を支給する。

- (1) 住居手当
 - (2) 通勤手当
 - (3) 単身赴任手当
 - (4) 広域異動手当
 - (5) 特殊勤務手当（国立大学法人大分大学特殊勤務手当支給細則（平成16年細則第9号）第2条に規定する放射線取扱手当，ドクターヘリ搭乗手当及び新型コロナウイルス感染症対応手当に限る。）
 - (6) 特別診療手当
 - (7) 救急勤務医手当
 - (8) 休日勤務手当
 - (9) 期末手当
 - (10) 勤勉手当
 - (11) 病院管理業務手当
 - (12) 外部資金獲得手当
 - (13) 競争的研究費等業績手当
- 2 前項に規定する手当のほか，病院特任助教については，次の各号に掲げる手当を支給する。
- (1) 超過勤務手当
 - (2) 宿日直手当
 - (3) 分娩手当
 - (4) 病院特任特例手当
 - (5) 特殊勤務手当のうち前項第5号に規定する手当を除いたもの
 - (6) 新生児担当医手当

（特任教員の諸手当）

第18条 前条に規定する諸手当の支給に関しては，次の各号に掲げる場合を除き，常勤職員に準ずるものとする。

- (1) 住居手当は，所定の勤務時間が1週間につき30時間以上の特任教員に支給する。ただし，特任教員が，他の勤務先から住居手当又は住居手当に相当する手当を支給されている場合を除く。
- (2) 国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第16条第3項に規定する通勤手当は，国立大学法人大分大学教育職員規程（平成16年規程第16号。以下「教育職員規程」という。）第8条の規定による退職の後，この規則の第1条の2に規定する特任教員に採用（教育職員規程第8条の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）される者に支給する。
- (3) 単身赴任手当及び広域異動手当は，教育職員規程第8条の規定による退職の後，この規則の第1条の2に規定する特任教員に採用される者に支給する。
- (4) 通勤のため交通用具等を使用する特任教員のうち，年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が，10回に満たないものに対する通勤手当の月額は，通常の場合の月額から，その額の100分の50に相当する額を減じて得た額とする。
- (5) 特任教員（病院特任助教を除く）に対しては，可能なかぎり休日勤務手当支給対象となる休日に勤務することを命じないよう努めるものとする。
- (6) 期末手当の支給割合は，100分の68.75とする。
- (7) 勤勉手当の成績率は，100分の48.75とする。
- (8) 病院特任特例手当は，病院特任助教に対し，次のとおり支給する。
 - ア 手当額は，月額20,000円とする。
 - イ 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の手当は支給しない。
- (9) 病院管理業務手当は，医学部附属病院において管理業務に従事する特任教授に対し次のとおり支給する。
 - ア 手当額は，月額100,000円とする。
 - イ 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は，その月の

手当は支給しない。

(給与の支払い)

第19条 給与の支払いについては、常勤職員に準ずる。

第4章 勤務時間、休日及び休暇

(所定の勤務時間及び休日)

第20条 特任教員の所定の勤務時間については、1週間につき30時間以内、1日につき7時間45分の範囲内で割り振るものとする。ただし、病院特任助教にあっては、常勤職員に準ずる取扱いとする。

(休暇)

第21条 特任教員の病気休暇及び特別休暇は、常勤職員に準じて取り扱うものとする。

(年次有給休暇)

第22条 特任職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、年次有給休暇の単位は、常勤職員に準じて取り扱うものとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員の年次有給休暇の日数は、20日に当該職員の1週間の勤務日の日数を5日で除した数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155時間に当該職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))とする。

(2) 当該年の中途において新たに職員となる職員の年次有給休暇の日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である職員(以下「同一勤務型職員」という。)にあっては別表第2の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とし、同一勤務型職員以外の職員にあっては別表第3の下欄に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院特任助教については、常勤職員に準じて取り扱うものとする。

(年次有給休暇の届出)

第23条 年次有給休暇は、特任教員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、特任教員の届け出た時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認められた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

2 特任教員は、年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ休暇を願い出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ休暇を願い出ることが困難であったことを上司が認めたときは、特任教員は事後速やかに、その事由を付して休暇を願い出ることができる。

(年次有給休暇の時季指定義務)

第24条 年次有給休暇が10日以上与えられた特任教員に対し、前条第1項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該特任教員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、特任教員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、特任教員が既に同項の規定による年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

第5章 退職手当

(退職手当)

第25条 特任教員は、退職手当を支給しない。

第6章 雑則

(職員就業規則等の規定の準用)

第26条 職員就業規則第30条から第37条まで、第44条、第57条から第60条まで、第61条（第7号の規定を除く。）、第62条から第80条まで、第82条、勤務時間規程第20条及び第20条の2の規定は、特任教員について準用する。ただし、職員就業規則第36条及び勤務時間規程第20条の2の規定については、特任教員のうち病院特任助教についてのみ準用する。

（雑則）

第27条 この規則に定めるもののほか、特任教員の就業に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成21年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「本学教員の定年年齢」とあるのは「64歳」とする。
- 3 特任教員に係る本給の調整額及び通勤手当については、給与規程の一部を改正する規程（平成26年規程第45号）による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
（平成27年6月期の勤勉手当の成績率の特例）
- 4 平成27年6月期の勤勉手当の支給率については、第18条第6号中「100分の35」とあるのは「100分の37」と読み替えて適用する。
- 5 特任教員に係る住居手当については、給与規程の一部を改正する規程（令和2年規程第24号）による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。

附 則（平成20年規則第15号）

この規程は、平成20年9月22日から施行する。

附 則（平成21年規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。
（平成21年6月期の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率の特例）
- 2 平成21年6月期においては、第18条第1項第2号中「期末手当の支給月毎の支給割合は、6月期100分の75」を「期末手当の支給月毎の支給割合は、6月期100分の70」に、同項第3号中「勤勉手当の成績率は、6月期100分の35」を「勤勉手当の成績率は、6月期100分の30」に読み替えて適用する。

附 則（平成21年規則第16号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の別表第1の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第12号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
（平成22年12月期の勤勉手当の支給割合の特例）

- 平成22年12月期においては、第18条第4号中「100分の32.5」を「100分の30」に読み替えて適用する。

附 則（平成23年規則第6号）

この規則は、平成23年3月14日から施行する。

附 則（平成24年規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第9号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第12号）

- この規則は、平成24年5月1日から施行する。
- 第15条から第19条において常勤職員に準ずる規定について、給与規程の一部を改正する規程（平成24年規程第46号）附則第2項から第8項の規定は適用しない。

附 則（平成25年規則第11号）

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- この規則の施行日の前日から引き続き在職する病院特任助教は、改正後の国立大学法人大分大学特任教員就業規則第23条の規定にかかわらず、国立大学法人大分大学職員退職手当規程（平成16年規程第29号）に準じ、平成25年3月31日までの在職期間を基に算出した退職手当を支給するものとする。

附 則（平成25年規則第18号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第20号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

（施行期日）

- この規則は、平成27年1月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学特任教員就業規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、新規則第18条第4号の規定は、同年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 平成27年1月1日に在職する特任教員で、新規則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学特任教員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成27年規則第3号）

この規則は、平成27年2月23日から施行し、改正後の第5条第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日からこの規則の施行日前日までの間の日を労働契約の期間の初日とするものに係る労働契約の期間についても適用する。

附 則（平成27年規則第6号）

（施行期日）

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（本給の切替に伴う経過措置）
- 施行日の前日から引き続き在職する特任教員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額

のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(広域異動手当の経過措置)

- 3 広域異動手当に係る改正後の国立大学法人大分大学特任教員就業規則(以下「新規則」という。)第18条第2号の規定は、平成24年4月2日からこの規則の施行の日の前日までの間に採用され、これに伴い勤務場所に変更があった特任教員に適用する。

附 則(平成27年規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第15号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第18号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年3月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学特任教員就業規則(以下「新規則」という。)第18条第6号の規定は、平成27年12月1日から適用する。ただし、別表第1の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(差額の支給)

- 2 平成28年3月1日に在職する特任教員で、新規則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学特任教員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則(平成28年規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学特任教員就業規則(以下「新規則」という。)第18条第6号の規定は、平成28年12月1日から適用する。ただし、新規則別表第1の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(差額の支給)

- 2 平成29年1月1日に在職する特任教員で、新規則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学特任教員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則(平成28年規則第21号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第24号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第4号)

この規則は、学長が別に定める日から施行する。

附 則(平成29年規則第9号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第11号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人大分大学特任教員就業規則（以下「新規則」という。）第18条第6号の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成30年1月1日に在職する特任教員で、新規則の適用により改正前の国立大学法人大分大学特任教員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成30年規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人大分大学特任教員就業規則（以下「新規則」という。）第17条第1項第5号及び第2項第2号の規定は平成30年4月1日から適用し、第18条第7号の規定は平成30年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 平成31年1月1日に在職する特任教員で、新規則の適用により改正前の国立大学法人大分大学特任教員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成30年規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第12号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第1号）

この規則は、令和元年5月13日から施行する。

附 則（令和2年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

- 2 施行日の前日に教育職員、事務職員、技術職員、教務職員、技能職員若しくは労務職員又はフルタイム職員として住居手当を受給していた者であって、施行日以降に新たに特任教員となったものについては、令和3年3月31日までの間、平成20年規則第10号附則第5項の規定を準用する。

附 則（令和2年規則第15号）
この規則は、令和2年12月21日から施行する。

附 則（令和4年規則第5号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第21号）
この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第22号）
この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第25号）
この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第7号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年3月28日から施行し、改正後の国立大学法人大分大学特任教員就業規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（令和4年12月期の勤勉手当の成績率の特例）
- 2 令和4年12月期においては、第18条第7号中「100分の46.2」を「100分の47.5」に読み替えて適用する。
（差額の支給）
- 3 令和5年3月28日に在職する特任教員で、新規則の適用により改正前の国立大学法人大分大学特任教員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和5年規則第12号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行し、改正後の国立大学法人大分大学特任教員就業規則（以下「新規則」という。）第18条第7号の規定は令和5年12月1日から適用する。ただし、新規則別表第1の規定は、令和6年4月1日から施行する。
（令和5年12月期の勤勉手当の成績率の特例）
- 2 令和5年12月期においては、第18条第7号中「100分の47.5」を「100分の48.8」に読み替えて適用する。
（差額の支給）
- 3 令和6年1月1日に在職する特任教員で、新規則の適用により改正前の国立大学法人大分大学特任教員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和6年規則第2号）
この規則は、令和6年3月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第4号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年3月26日から施行し、改正後の国立大学法人大分大学特任教員就業規則（以下「新規則」という。）の規定は令和5年12月1日から適用する。
（差額の支給）
- 2 令和6年3月26日に在職する職員で、新規則の適用により改正前の国立大学法人大分大学特任教員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の

給与の支給日にその差額を支給する。

(令和5年12月期の期末手当の支給割合の特例)

- 3 令和5年12月期においては、第18条について、第6号中「100分の68.75」を「100分の70」に、読み替えて適用する。

(令和5年12月期の勤勉手当の成績率の特例)

- 4 令和5年12月期においては、第18条について、第7号中「100分の48.75」を「100分の51.3」に、読み替えて適用する。

附 則 (令和6年規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第15条関係)

職名	本給月額
特任教授	401,000円
特任准教授	316,800円
特任講師	294,800円
特任助教	283,800円

別表第2 (第22条関係)

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間
1週間の勤務日数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日

別表第3 (第22条関係)

在職期間		1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間
1週間の勤務時間	30時間	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	15日
	28時間を超え29時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	15日
	27時間を超え28時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	14日
	26時間を超え27時間以下	1日	2日	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	14日
	25時間を超え26時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	24時間を超え25時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日
	23時間を超え24時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	22時間を超え23時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	21時間を超え22時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	20時間を超え21時間以下	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
19時間を超え20時間以下	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	8日	9日	10日	

18時間を 超え19時 間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日
17時間を 超え18時 間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	8日	9日
16時間を 超え17時 間以下	1日	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日
16時間	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日